

美郷町起業家総合支援事業

町内における起業を促進し、町内産業の振興、雇用確保及び定住促進に寄与することを目的に町内で創業等（創業又は第二創業）する事業者に対して支援します。

【補助対象者】

町内で創業等する者で次の要件をみたしている者とする。

- (1) 町内に事務所を設置し、又は設置しようとしている中小企業者
- (2) 創業等する事業が補助対象外の業種に該当しないこと。（詳細についてはお問い合わせください。）
- (3) 町内に住所を有する者、又は補助金の実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者で、法人を設立する場合は、本店所在地を町内に置くこと。
- (4) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を創業等する者
- (5) 町税及び使用料等の滞納がない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。

【事業所開設支援事業】

創業等を目的として店舗又は事務所等の新築・増改築又は購入等に要する経費の補助
 補助対象経費：事務所等の新築、増改築又は購入等に要する経費で、その額が100万円以上であること。ただし、設備等の取得は、対象経費の1/2以下とする。

補 助 額：対象経費の1/2以内（上限180万円、町内事業者施工の場合は200万円）

【雇用促進事業】

事業所開設支援事業を実施する事業者が、新たに町民を常時雇用する場合に補助

補 助 額：1人につき18万円

補 助 要 件：創業の日から3年以内に町民を常時雇用すること。ただし、事業者の三親等以内の親族を除く。

【経営支援事業】

事業所開設支援事業を実施する事業者が、経営の安定化を図るため、雇用者の人材育成を行う事業に補助

補助対象経費：人件費及び研修等に要する経費

補 助 額：対象経費の全額（常時雇用者1人につき上限12万円）

補 助 要 件：起業後3年以内に町民を正規雇用し、雇用後1年以内に研修等を実施すること

【申請期限】

期限が変更になる場合もありますので、申請をお考えの方はお早めにご相談ください。

第1回締切 5月10日（金）

第2回締切 8月9日（金）

第3回締切 11月8日（金）

※交付決定の時期は、受付日にかかわらず各締切日の概ね1ヶ月後となります。

※事業の詳細については下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒019-1541

仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 美郷町商工観光交流課 交流商工班
 TEL 0187-84-4909 FAX 0187-85-2107 E-mail:kanko@town.akita-misato.lg.jp